

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長
(公印省略)

令和 8 年度公立学校共済組合員等資格確認調査について (通知)

このことについて、組合員被扶養者の資格確認調査を次のとおり行いますので、期限までに必要書類を提出してください。

また、組合員・被扶養者台帳及び普通認定被扶養者確認台帳については、記載内容を確認し所属所で保管してください。

記

1 目的

組合員及び被扶養者の資格要件を確認し、短期給付の適正化を図ること。

2 調査対象者

令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日時点で 15 歳以上であり、データ抽出日時点で共済組合の特別認定者として認定されている者。

3 提出書類

(1) 令和 8 年度 被扶養者資格確認調査書(特別認定者)(以下「調査書」という。)

※調査対象者がいない所属所に「調査書」は送付していません。

(2) 資格要件が確認できる書類(以下「添付書類」という。)

(3) 組合員(被扶養者)住所変更申告書(様式集 1-7)(住所の修正が必要な方のみ)

※ (1) 及び (2) については調査対象者のみ提出が必要です。

(3) については、「組合員・被扶養者台帳」記載の登録住所と住民票上の住所に相違がある場合、提出してください。(「組合員・被扶養者台帳」裏面参照)

※ 組合員・被扶養者台帳及び普通認定被扶養者確認台帳は共済組合に送付しないでください。

※ 調査書及び各台帳は令和 8 年(2026 年) 8 月 5 日時点の組合員原票をもとに作成しています。

4 提出期日

令和 8 年(2026 年) 10 月 2 日(金)

5 調査書(共済組合提出用)について

(1) 作成要領及び必要な添付書類については、ホームページのお知らせ「関係書類の作成留意事項」をご確認ください。

(2) 所属所長は、提出期日を勘案のうえ、組合員に提出期日を指定し、「関係書類の作成留意事項」及び必要な添付書類について十分説明し、提出させてください。

(3) 所属所長は、組合員から提出された調査書の記載内容及び添付書類等に、誤り、記入もれがないかを確認し、被扶養者としての要件に合致しているか確認のうえ提出してください。

※令和 8 年 4 月以降に、特別認定者として認定された場合(特別認定への切り替えも含む)で、

収入がない被扶養者については、添付書類は不要ですが、調査書の余白に「令和8年〇月〇日に、特別認定申告済み」と朱書きして提出してください。

6 組合員・被扶養者台帳及び普通認定被扶養者確認台帳について

次の事項を整理し、共済組合の事務手続きに関する資料として保管し、活用してください。

- (1) 記載内容を確認し、誤りがあるときは、直ちに修正に係る関係書類を提出するよう組合員に指導してください。

また、修正に係る書類を提出したのち、台帳の記載内容も併せて記入整理してください。

- (2) 普通認定被扶養者確認台帳に記載されている被扶養者は、給与条例上の扶養親族として認定され、扶養手当が支給されている者として申告していただいている方ですので、扶養手当が非該当の場合や収入が130万円を超過している場合は、認定取消または特別認定への変更手続きを速やかに行ってください。
- (3) 65歳以上74歳以下の被扶養者について一定の障害があると認定されていることに伴い、後期高齢者医療制度に加入されている場合は、認定取消となりますので、該当となる方がいる場合は速やかに手続きを行ってください。
- (4) 給付金を受領する個人口座について、未登録の組合員が給付金を受領する際には登録手続きが必要となりますが、事前に登録することもできます。詳細については短期給付係（内線 35-371～372）にお問い合わせください。
- (5) 組合員・被扶養者台帳に「有効期限内の資格確認書交付の有無」欄を追加しました。組合員資格喪失（共済組合脱退）時に返納する資格確認書の有無を確かめる際などにご活用ください。

なお、資格確認書が交付されている方で、マイナ保険証の利用登録をした等の理由で、今後資格確認書が不要な方は共済組合に返納することも可能です。

7 その他

詳細については、当支部ホームページのお知らせに記載していますので、ご確認ください。

<https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/>

公立学校共済組合北海道支部
資格認定係
☎011-231-4111 内線 35-367～369